



第66回自治体学校三神奈川に参加しました

渋谷区の子育て支援アプリ…個人情報保護は大丈夫!?

第66回自治体学校が7月20、21日、神奈川県内で開催され、日本共産党区議団全員で参加しました。2日目の分科会で、私は「保育Saasの現状と問題点」自治体における『個人情報』の適正な取扱い」へ向け「に参加しました。

SaaS (Software as a Service)とは、インターネットを通じて、ソフトウェアを提供する事業者のクラウドサーバーに接続し、サービスを利用するものです。

23区では、9割が保育業

第66回自治体学校が7月20、21日、神奈川県内で開催され、日本共産党区議団全員で参加しました。2日目の分科会で、私は「保育Saasの現状と問題点」自治体における『個人情報』の適正な取扱い」へ向け「に参加しました。

「企業」が介在し、個人情報、このICT企業が管理することになります。保護者や保育園では、利便性が向上したとの声もあ

どちらか、自治体がアプリ提供事業者（ICT企業）と契約し、そのうえで保護者はアプリ提供事業者と個別に利用契約を結ぶことになり

自治体が、子どもの個人情報収集と活用について、説明せず「合意」する仕組みを放置してよいのか

約を読まなくても「同意」できるように設計されてお

園の業務を支援し、保育者の文書起案を補助しますが、保育者が子どもについて考察するプロセスを省略することになります。

子育て支援アプリの主な課題

1. 個人情報の収集や利活用についての説明が十分でない

※「利用規約」に本当に同意して利用しているか？
公正取引委員会の調査では、「利用規約をすべて読んでいます」は、5.5%。本当に利用規約に「同意」しているといえるのでしょうか。

2. 保護者は、アプリの利用を合意せざるを得ない
コドモンの場合、保育園から利用を進められれば、拒否しにくい。拒否した場合に、利用している保護者と同等なサービスが受けられるか不明。

3. 個人情報、ICT企業の儲けのために活用される可能性がある

【コドモン利用規約】第7条
第3項「当社は、お子様またはお客様の個人情報を、以下の目的で利用することがあります。」

第5項「当社ウェブサイト等や当社の販促物、イベント等において児童の教育や育成にかかわる情報として公開する可能性があります。」

【母子モ利用規約】第7条の第2項
「…取得した各情報は、当社サービスの商品開発、機能評価・改善、マーケティング分析、広告配信、その他の当社の事業目的のために、…利用」

4. 自治体が、コドモンを解約すると、コドモンが集めた保育データは、次の事業者には引き継がない。

5. 自治体が保育園の質の向上や子育て支援について、主体的な役割を果たせなくなる。保育や子育ての水準が、ICT企業に左右されることに…。

EUは、2018年に、「一般データ保護規則 (GDPR)」を制定し、ICT企業が市民の合意なく、データ収集と活用することを厳しく規制しています。また、データ主体が求めれば、必要な情報の提供を受け、自己のデータの取り扱いに関する情報提供を受ける権利を保障しています。